

○新宿区住宅まちづくり審議会規則

平成3年5月31日

規則第44号

改正 平成4年4月1日規則第7号

平成8年11月27日規則第79号

平成9年6月11日規則第49号

平成10年4月28日規則第53号

平成11年3月29日規則第14号

平成12年3月24日規則第37号

平成15年6月19日規則第73号

平成17年3月31日規則第33号

平成18年3月9日規則第13号

平成25年7月24日規則第50号

平成28年5月2日規則第61号

平成29年6月30日規則第36号

(趣旨)

第1条 この規則は、新宿区の住宅及び住環境に関する基本条例(平成3年新宿区条例第1号。以下「条例」という。)第28条第4項の規定に基づき、新宿区住宅まちづくり審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(構成)

第2条 審議会は、次に掲げる者で、区長が委嘱し、又は任命する委員をもって構成する。

(1) 学識経験者 6人以内

(2) 区民 9人以内

(3) 区の職員 3人以内

(平9規則49・平10規則53・平15規則73・平25規則50・平28規則61・平29規則36・一部改正)

(会長)

第3条 審議会に会長を置き、会長は委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、半数以上の委員の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要と認めるときは、委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

(平8規則79・一部改正)

(会議の公開)

第5条 審議会の会議は、公開とする。ただし、会長が公開することが適当でないと認めるときは、この限りでない。

(平12規則37・追加)

(傍聴人の数及び退場)

第6条 会議を傍聴する者(以下「傍聴人」という。)の数は、会長が定める。

2 会長は、傍聴人が係員の指示に従わないとき、又は会場の秩序を乱したと認めるときは、退場を命ずることができる。

(平12規則37・追加)

(専門部会)

第7条 会長は、必要があると認めたときは、審議会に専門部会(以下「部会」という。)を置くことができる。

2 部会は、会長の指名する委員をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員をもって充てる。

4 部会長は、部会を招集し、部会の事務を総括し、並びに部会の調査審議の経過及び結果を審議会に報告する。

(平18規則13・追加)

(幹事)

第8条 審議会に、審議を補佐するため幹事を置くことができる。

2 幹事は、区の職員のうちから、区長が任命する。

(平12規則37・旧第5条繰下、平18規則13・旧第7条繰下)

(補則)

第9条 この規則の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

(平18規則13・旧第8条繰下・全改)

附 則

この規則は、平成3年6月1日から施行する。

附 則(平成4年4月1日規則第7号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成8年11月27日規則第79号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成9年6月11日規則第49号)

この規則は、平成9年7月29日から施行する。

附 則(平成10年4月28日規則第53号)

この規則は、平成10年5月1日から施行する。

附 則(平成11年3月29日規則第14号)

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成12年3月24日規則第37号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成15年6月19日規則第73号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年3月31日規則第33号)抄

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成18年3月9日規則第13号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年7月24日規則第50号)

この規則は、平成25年7月29日から施行する。

附 則(平成28年5月2日規則第61号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成29年6月30日規則第36号)

この規則は、平成29年7月29日から施行する。